

〔平成27年4月13日(月)15:00 経営会議〕

○平成27年第2回市議会臨時会に付議する案件

承認案件	1件
条例改正案件	1件
補正予算案件	1件
人事案件	1件
計	4件

《承認案件・条例改正案件》

(市民部)

〈承認案件〉

◆専決処分の承認を求める件(美唄市税条例の一部を改正する条例)

専決第1号 平成27年3月31日専決

地方税法の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き平成27年4月1日に施行されたことから、美唄市税条例について必要な改正を行い、同条例の一部を改正する条例について去る3月31日付けで専決処分を行ったので議会に報告し、その承認を求めるもの。

〈改正内容〉

第1条関係

1 市民税

- ・法人の市民税の均等割の税率について、税率適用区分の基準である資本金等の額について加算する措置を行うとともに、地方税法等の改正に伴い必要な条文整備を行った。(第29条関係)
- ・個人の市民税の所得割の課税標準の算定方法について、所得税法第60条の2から第60条の4までの規定による計算の例によらないものとした。(第30条関係)
- ・個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、対象となる家屋の居住年の期限が平成31年まで2年延長した。(附則第12条の3関係)
- ・個人の市民税の寄付金控除額に係る申告の特例について、ふるさと納税申告特例の規定を新設した。(附則第14条の2及び附則第14条の3関係)
- ・市民税の減免について、減免の申請期限を市町村の実情に応じて規定することを明確化した。(第53条関係)

2 固定資産税

- ・固定資産税の減免について、減免の申請期限を市町村の実情に応じて規定することを明確化した。(第70条関係)

- ・土地の固定資産税の特例、土地の価格の特例、宅地等の固定資産税の特例及び農地に対して課する固定資産税の特例について、特例期間が延長されたことにより条文整備を行った。(附則第21条、附則第21条の2、附則第22条、附則第22条の2の2関係)

3 軽自動車税

- ・軽自動車税の減免について、減免の申請期限を市町村の実情に応じて規定することを明確化した。(第91条関係)
- ・身体障がい者等に対する軽自動車の減免について、減免の申請期限を市町村の実情に応じて規定することを明確化した。(第92条関係)
- ・軽自動車税の税率の特例について、普通乗用車と同様にグリーン化特例の制度が新設されたことに伴い、グリーン化特例の条文を整備した。(附則第22条の4の3関係)

4 特別土地保有税

- ・特別土地保有税の減免について、減免の申請期限を市町村の実情に応じて規定することを明確化するとともに、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー制度)の施行に伴い法人番号に対する規定を加えた。(第134条の2の2関係)
- ・特例土地保有税の課税の特例について、特例期間が延長されたことにより条文整備を行った。(附則第23条関係)

5 市たばこ税

- ・市たばこ税の税率について、紙巻きたばこ3級品に係る税率の特例を廃止し、段階的に税率を引き上げることとした。(附則第22条の5関係)

H28. 4. 1～H29. 3. 31まで 1,000本につき 2,925円

H29. 4. 1～H30. 3. 31まで 1,000本につき 3,355円

H30. 4. 1～H31. 3. 31まで 1,000本につき 4,000円

6 都市計画税

- ・宅地等に対して課する都市計画税の特例について、特例期間が延長されたことにより条文整備を行った。(附則第29条～附則第29条の5関係)
- ・農地に対して課する都市計画税の特例について、特例期間が延長されたことにより条文整備を行った。(附則第31条関係)

7 国民健康保険税

- ・国民健康保険税の減額について、2割又は5割減額措置に係る軽減判定の算定方法の見直しを行った。(第145条関係)

2割軽減については、 $(450,000円 \times \text{被保険者数}) + 330,000円$

↓

$(470,000円 \times \text{被保険者数}) + 330,000円、$

5割軽減については、 $(245,000円 \times 被保険者数) + 330,000円$

↓

$(260,000円 \times 被保険者数) + 330,000円$

8 その他

- ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー制度)の施行に伴い法人番号に対する規定を加えた。(第2条、第39条、第73条の2、第73条の3、第161条関係)
- ・その他、地方税法等の改正に伴い必要な条文整備を行った。(第26条、第40条の3、第51条、第52条、第57条の3、第61条の2、第61条の3、附則第10条、附則第20条の2、附則第20条の3、附則第28条2、附則第32条関係)

第2条関係

- ・美唄市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第18号)を地方税法等の改正に伴い必要な条文整備を行った。(附則第22条の4の3、附則(平成26年条例第18号)第1条、附則(平成26年条例第26号)第4条関係)

第3条関係

- ・美唄市税条例の一部を改正する条例(平成25年条例第26号)を地方税法等の改正に伴い必要な条文整備を行った。(附則(平成25年条例第26号)第1条関係)

- 施行期日 一部を除き、平成27年4月1日

〈条例改正案件〉

◆美唄市税条例の一部改正の件

地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き平成27年4月1日付けで施行されたことから、美唄市税条例について必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

国民健康保険税

- ・国民健康保険税に係る課税限度額について、基礎課税額に係る課税限度額を520,000円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を170,000円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を、160,000円にそれぞれ引き上げる。(第136条関係)
- ・国民健康保険税の減額を行った後の基礎課税額に係る上限額を520,000円に、後期高齢者支援金等課税額に係る上限額を170,000円に、介護納付金課税額に係る上限額を、160,000円にそれぞれ引き上げる。(第145条関係)

- 施行期日 公布の日。ただし、平成27年4月1日から適用する。

《補正予算案件》

(総務部)

◆平成27年度美唄市一般会計補正予算(第1号)

補正内容 経営会議資料

《人事案件》

◆美唄市固定資産評価員選任の件

(竹田 隆 委員(前市民部長))

◎市政報告

「文化庁長官表彰の受彰決定について」

日程(予定)

4月13日(月) 経営会議

14日(火)

15日(水)

16日(木)

17日(金)

18日(土)

19日(日)

20日(月)

21日(火)

